平成17年4月1日 規則第338号

#### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 管理体制 (第3条~第6条)
- 第3章 教育研修(第7条)
- 第4章 職員の責務等(第8条)
- 第5章 個人情報の取扱い(第9条~第19条の2)
- 第6章 情報システムにおける安全の確保等(第20条~第29条の2)
- 第7章 情報システム室等の安全管理(第30条・第31条)
- 第8章 個人データ及び保有個人情報の提供,業務の委託等(第32条~第33条の6)
- 第8章の2 仮名加工情報 (第33条の7・第33条の8)
- 第9章 安全確保上の問題への対応(第34条~第37条)
- 第10章 監査及び点検の実施(第38条~第40条)
- 第11章 行政機関との連携(第40条の2)
- 第12章 個人情報ファイル簿の作成等(第41条~第43条)
- 第13章 開示, 訂正, 利用停止等に関する取扱い(第44条)
- 第14章 行政機関等匿名加工情報の提供(第45条)
- 第15章 雑則(第46条)

附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、国立大学法人愛媛大学(以下「法人」という。)の保有する個人情報の適切な管理に関し、法令又は別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。この場合において、情報システムに係る安全の確保等に関しては、国立大学法人愛媛大学情報システム運用基本方針等に準拠し、管理するものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 当該情報に含まれる氏名,生年月日その他の記述等(文書,図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され,若しくは記録され,又は音声,動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ,それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
  - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この規則において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号 その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下 「政令」という。)第1条で定めるものをいう。
  - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字,番号, 記号その他の符号であって,当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、 又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録され

た文字,番号,記号その他の符号であって,その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者 ごとに異なるものとなるように割り当てられ,又は記載され,若しくは記録されることによ り,特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この規則において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の 経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じ ないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報 をいう。
- 4 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この規則において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各 号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう に個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
  - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除 すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述 等に置き換えることを含む。)。
- 6 この規則において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各 号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得ら れる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをい う。
  - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 7 この規則において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、 仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この規則において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、 次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で 定めるものを除く。)をいう。
  - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的 に構成したものとして政令で定めるもの
- 9 この規則において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 国の機関
  - (2) 地方公共団体
  - (3) 独立行政法人等(法別表第二に掲げる法人を除く。)
  - (4) 地方独立行政法人
- 10 この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 11 この規則において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

- 12 この規則において「保有個人情報」とは、法人の役員又は職員(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、法人が保有する法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第2条第2項に規定する法人文書をいう。以下同じ。)に記録されているものをいう。
- 13 この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、 次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に規定するもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 14 この規則において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。)が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。
  - (1) 第41条の規定に基づき、法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載するものであること。
  - (2) 法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、法人が次のいずれかを行うこととなるものであること。
    - イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をする こと。
    - ロ 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
  - (3) 法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第114条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 15 この規則において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を 含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - (1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 16 この規則において「部局等」とは、学部、研究科、学環、医学部附属病院、教育・学生支援機構、社会連携推進機構(南予水産研究センター、紙産業イノベーションセンター、地域協働センター西条、地域協働センター南予及び地域協働センター中予を除く。)、南予水産研究センター、紙産業イノベーションセンター、地域協働センター西条、地域協働センター南予、地域協働センター中予、先端研究・学術推進機構(先端研究・学術推進機構の各センター等を除く。)、沿岸環境科学研究センター、地球深部ダイナミクス研究センター、プロテオサイエンスセンター、アジア古代産業考古学研究センター、宇宙進化研究センター、学術支援センター、総合情報メディアセンター、埋蔵文化財調査室、国際連携推進機構、ダイバーシティ推進本部、各学内施設、広報室、四国地区国立大学連合アドミッションセンター、SDGs推進室、データサイエンスセンター、人権センター、DX推進室、次世代科学人材育成室、各附属学校及び大学本部並びに監査室をいう。

## 第2章 管理体制

(総括保護管理者等)

- 第3条 法人に,総括保護管理者を置き,総務を担当する理事,副学長又は学長特別補佐をもって充てる。
- 2 法人に、次の表のとおり、保護管理者、副保護管理者及び保護担当者を置く。

DATE OF THE PROPERTY OF THE PR			
個人データ及び 保有個人情報の種別	保護管理者	副保護管理者	保護担当者
大学の教員及び教員組織が 保有し、管理するもの	部局等の長		当該部局等の教員
附属学校の教員及び教員組 織が保有し、管理するもの	部局等の長	附属学校副校(園)長	当該部局等の教員
部局等の事務を行う組織が 保有し、管理するもの	課長・室長		保護管理者が指名する者

- 3 前項の規定にかかわらず、保護管理者が遠隔地等の施設における個人データ及び保有個人情報の管理のために必要と認めた場合は、当該施設に所属する者のうちから保護管理者が指名する副保護管理者を置くことができる。
- 4 法人に監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

(総括保護管理者等の任務)

- 第4条 総括保護管理者は、法人における個人データ及び保有個人情報の管理に関する業務を総 括する。
- 2 保護管理者は、当該部局等の個人データ及び保有個人情報の適切な管理を確保し、個人データ及び保有個人情報を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携する。
- 3 副保護管理者は、保護管理者を補佐し、当該部局等の個人データ及び保有個人情報の適切な 管理を確保する。
- 4 保護担当者は、保護管理者又は副保護管理者を補佐し、当該部局等の個人データ及び保有個 人情報の管理に関する業務を担当する。
- 5 監査責任者は、個人データ及び保有個人情報の管理の状況について監査する。 (個人情報の適切な管理のための委員会)
- 第5条 法人における個人情報の管理に係る重要事項の決定,連絡調整等は,国立大学法人愛媛 大学情報公開・個人情報保護委員会において行う。

(医学部附属病院における管理)

第6条 医学部附属病院における個人情報の管理については、この規則に定めるもののほか、関係法令等に基づき、別に定める。

#### 第3章 教育研修

(教育研修)

- 第7条 総括保護管理者は、職員(個人データ及び保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者を含む。以下同じ。)に対し、個人データ及び保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
- 2 総括保護管理者は、国立大学法人愛媛大学情報システム運用基本規則に定める総括情報セキュリティ責任者との協力の下に、個人データ及び保有個人情報を取り扱う情報システムの管理 に関する事務に従事する職員に対し、個人データ及び保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者、副保護管理者及び保護担当者に対し、当該部局等における

個人データ及び保有個人情報の適切な管理のための教育研修を行うものとする。

4 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報の適切な管理のため、当該部局等の職員に対して、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

# 第4章 職員の責務等

(責務等)

- 第8条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令、法人の規則等の定め並びに総括保護管理者、 保護管理者、副保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人データ及び保有個人情報を適切 に取り扱わなければならない。
- 2 個人情報の取扱いに従事する法人の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た 個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前項の規定は、法人から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事している 者又は従事していた者について準用する。

#### 第5章 個人情報の取扱い

(利用目的の特定)

- 第9条 職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
- 2 職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第9条の2 職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的 の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 職員は、合併その他の事由により個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人 情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利 用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂 行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み,個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
  - (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

(不適正な利用の禁止)

第9条の3 職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

- 第9条の4 職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を 取得してはならない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命,身体又は財産の保護のために必要がある場合であって,本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂 行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を 取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するお それがある場合を除く。)。
  - (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。) (法人と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)。
  - (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定める者により公開されている場合
  - (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合 (取得に際しての利用目的の通知等)
- 第10条 職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を 除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
  - 第11条 削除(データ内容の正確性の確保等)
- 第12条 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容 に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう 努めなければならない。

(安全管理措置)

第13条 総括保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2

法人は、法第66条第2項各号に定める業務を行う場合は、保有個人情報の漏えい等の防止 その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 職員は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(職員の監督)

- 第13条の2 保護管理者は、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データ の安全管理が図られるよう、職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。 (委託先の監督)
- 第13条の3 職員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(アクセス制限)

- 第14条 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容(個人識別の容易性 (匿名化の程度等)、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質 ・程度などを考慮する。以下同じ。)に応じて、当該個人データ及び保有個人情報にアクセス する権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に 限らなければならない。
- 2 アクセスする権限を有しない職員は、個人データ及び保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセスする権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人データ 及び保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

- 第15条 職員が業務上の目的で個人データ及び保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の各号に掲げる行為については、当該個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い、行わなければならない。
  - (1) 個人データ及び保有個人情報の複製
  - (2) 個人データ及び保有個人情報の送信
  - (3) 個人データ及び保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
  - (4) その他個人データ及び保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為 (誤りの訂正等)
- 第16条 職員は、個人データ及び保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第17条 職員は、保護管理者の指示に従い、個人データ及び保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(誤送付等の防止)

第17条の2 職員は、個人データ及び保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必

要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第18条 職員は、個人データ及び保有個人情報又は個人データ及び保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人データ及び保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(個人データ及び保有個人情報の取扱状況の記録)

第19条 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人データ及び保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(外国の状況の把握)

第19条の2 職員は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)において個人データ及び保有個人情報を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データ及び保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

- 第20条 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。 以下第6章(第27条を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード 等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機 能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする
- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

- 第20条の2 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人データ及び保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を分析するために必要な措置を講ずるものとする
- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第20条の3 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第21条 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ず るものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第22条 保護管理者は、不正プログラムによる個人データ及び保有個人情報の漏えい等の防止 のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防 止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるも のとする。

(情報システムにおける個人データ及び保有個人情報の処理)

第22条の2 職員は、個人データ及び保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。保護管理者は、当該個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第23条 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化の ために必要な措置を講ずるものとする。職員は、これを踏まえ、その処理する個人データ及び 保有個人情報について、当該個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切 に暗号化を行うものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第24条 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人 データ及び保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機 能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含 む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第25条 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理 を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

- 第25条の2 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等 の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第26条 職員は、端末の使用に当たっては、個人データ及び保有個人情報が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第27条 職員は、情報システムで取り扱う個人データ及び保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人データ及び保有個人情報の内容の確認、既存の個人データ及び保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第28条 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第29条 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等 の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置 を講ずるものとする。

(サイバーセキュリティの確保)

第29条の2 個人情報を取扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第30条 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定

めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の 職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの 制限又は検査等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、個人データ及び保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等及び保管施設の出入口の特定 化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。
- 4 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立ち入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

- 第31条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等及び保管施設に施錠 装置、警報装置、監視装置の設置等の措置を講ずるものとする。
- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等及び保管施設に、耐震、防火、防煙、防水 等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措 置を講ずるものとする。

第8章 個人データ及び保有個人情報の提供,業務の委託等

(保有個人情報の提供)

- 第32条 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、行政機関及び他の独立行政法人等以外の者に、保有個人情報(法第66条第2項各号に定める業務を行う場合に限る。以下この条において同じ。)を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。
- 2 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び他の独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は他の独立行政法人等に 保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を 講ずるものとする。

(業務の委託等)

- 第33条 個人データ及び保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等必要な事項について書面で確認するなどの必要な措置を講ずるとともに、契約書に次の各号に掲げる事項を明記するものとする。
  - (1) 個人情報に関する秘密保持, 目的外利用の禁止等の義務
  - (2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。本号及び第3項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
  - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
  - (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
  - (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 違反した場合における契約解除,損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された 個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項 を含む。)
- 2 個人データ及び保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 3 個人データ及び保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務 に係る個人データ及び保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における 管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として 実地検査により確認するものとする。
- 4 委託先において、個人データ及び保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、 委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データ及び保有個 人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第2項の措置を実施す る。個人データ及び保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合 以降も同様とする。
- 5 個人データ及び保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、 労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 6 個人データ及び保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生の リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人データ及び保有個 人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措 置を講ずるものとする。

(第三者提供の制限)

- 第33条の2 職員は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人 データを第三者に提供してはならない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する ことに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂 行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
  - (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する 目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあ る場合を除く。)(法人と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)。
  - (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
- 2 職員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第9条の4第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは

個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、 又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

- (1) 第三者への提供を行う法人の名称及び住所並びに法人の代表者の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 職員は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 職員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 職員は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。(外国にある第三者への提供の制限)
- 第33条の3 職員は、外国(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により法人が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。
- 2 職員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で 定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三 者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提 供しなければならない。
- 3 職員は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。) に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当 措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該

必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第33条の4 職員は、個人データを第三者(第2条第9項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第33条の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第33条の2第1項各号又は第4項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第33条の2第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。
- 2 職員は,前項の記録を,当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間 保存しなければならない。(第三者提供を受ける際の確認等)
- 第33条の5 職員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会 規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個 人データの提供が第33条の2第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この 限りでない。
  - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の第三者は、職員が同項の規定による確認を行う場合において、当該職員に対して、当 該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 職員は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 職員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間 保存しなければならない。(個人関連情報の第三者提供の制限等)
- 第33条の6 職員は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第33条の2第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。
  - (1) 当該第三者が職員から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして 取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
  - (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第33条の3第3項の規定は、前項の規定により職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により職員が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

#### 第8章の2 仮名加工情報

(仮名加工情報の作成等)

第33条の7 職員は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報

を加工しなければならない。

- 2 職員は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第7項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 職員は、第9条の2の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第9条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第10条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 職員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、 当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合にお いては、第12条の規定は、適用しない。
- 6 職員は、第33条の2第1項及び第2項並びに第33条の3第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第33条の2第4項中「前各項」とあるのは「第33条の7第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第33条の4第1項ただし書中「第33条の2第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあり、及び第33条の5第1項ただし書中「第33条の2第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあり、及び第33条の5第1項ただし書中「第33条の2第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第33の2条第4項各号のいずれか」とする。
- 7 職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人 情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報,仮名加工情報である個人データについては,第9条第2項及び第35条の2 の規定は,適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

- 第33条の8 職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。)を第三者に提供してはならない。
- 2 第33条の2第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。 この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第33条の8第1項」と、同項第3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、 同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは 「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第13条から第13条の3まで,第36条並びに前条第7項及び第8項の規定は,法人による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において,第13条中「漏えい,滅失又

は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

## 第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第34条 職員は、個人データ及び保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は 問題となる事案の発生のおそれを認識した場合には、直ちに当該個人データ及び保有個人情報 を管理する保護管理者に報告しなければならない。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。 ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケー ブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行 わせることを含む。)ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、法人を所管する行政機関に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
- 6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第35条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、 当該事案に係る個人データ及び保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。公 表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保 護委員会に情報提供を行うものとする。

(漏えい等の報告等)

- 第35条の2 法人は、その取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、法人が、個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する場合には、法人(同項ただし書きの規定による委託を受けた場合を除く。) 及び個人情報取扱事業者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当 該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。 (苦情の処理)
- 第36条 総括保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)の適切 かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 苦情の相談窓口の担当者を総務部総務課長とする。
- 3 苦情の相談窓口の担当者は、苦情を受け付けたときは、関係する部局等に対し、苦情に関する当該個人情報の取扱いの状況等を迅速に調査させ、適切な処置について、総括保護管理者及び当該部局等の保護管理者と協議しなければならない。
- 4 苦情の処理については、必要に応じ、総括保護管理者の下で行うものとする。
- 5 苦情の処理結果は、必要に応じ、苦情を申し出た者に書面で通知するものとする。

(罰則)

- 第37条 職員及び職員であった者が次の各号に掲げる行為を行った場合は、法に定める罰則が適用される。
  - (1) 法第66条第2項各号に定める業務を行う場合に、正当な理由がないのに、個人の秘密 に属する事項が記録された第2条第13項第1号の規定に係る個人情報ファイル(その全部 又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したとき。
  - (2) 業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき。
  - (3) 法第66条第2項各号に定める業務を行う場合に、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき。
  - (4) 法第143条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 2 前項第1号から第3号までの規定は、日本国外においてこれらの号の罪を犯した場合にも適 用される。

### 第10章 監査及び点検の実施

(監查)

第38条 監査責任者は、個人データ及び保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から第9章に規定する措置の状況を含む法人における個人データ及び保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第39条 保護管理者は、当該部局等における個人データ及び保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第40条 総括保護管理者,保護管理者等は,監査又は点検の結果等を踏まえ,実効性等の観点から個人データ及び保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し,必要があると認めるときは,その見直し等の措置を講ずるものとする。

### 第11章 行政機関との連携

(連携)

第40条の2 法人は,「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4 を踏まえ,法人を所管する行政機関と緊密に連携して,その保有する個人情報の適切な管理を 行うものとする。

## 第12章 個人情報ファイル簿の作成等

(個人情報ファイル簿の作成)

第41条 保護管理者は、当該部局等において、個人情報ファイル(法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿(別紙様式)を作成しなければならない。

(個人情報ファイル簿の報告)

第42条 保護管理者は、前条の規定に基づき個人情報ファイル簿を作成する場合には、あらか

じめ、個人情報ファイル簿に記載すべき事項を総括保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該 個人情報ファイル簿を修正し、総括保護管理者に提出しなければならない。
- 3 保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき又は本 人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルに至ったときは、遅滞なく、当該個人情 報ファイルについての記載を消除するよう総括保護管理者に申し出なければならない。

(個人情報ファイル簿の公表)

第43条 法人は、個人情報ファイル簿を作成したときは、愛媛大学情報公開・個人情報保護室において、遅滞なく、一般の閲覧に供するとともに、法人のホームページにおいて公表するものとする。

第13章 開示, 訂正, 利用停止等に関する取扱い

(開示, 訂正, 利用停止等に関する取扱い)

第44条 法人における保有個人情報に対する開示,訂正,利用停止等に関する取扱いについては,別に定める。

第14章 行政機関等匿名加工情報の提供

(行政機関等匿名加工情報の提供等)

- 第45条 学長は、法第107条の規定に従い、行政機関等匿名加工情報を作成し、及び提供することができる。
- 2 行政機関等匿名加工情報の作成、提供等について必要な事項は、別に定める。

# 第15章 雜 則

(雑則)

第46条 この規則に定めるもののほか、個人情報の適切な管理に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年3月8日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年7月15日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年7月10日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年11月11日から施行する。

附則

この規則は、平成30年2月28日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年12月12日から施行し、平成30年10月22日から適用する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 国立大学法人愛媛大学個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
独立行政法人等の名称	国立大学法人愛媛大学	
個人情報ファイルが利用に供される事		
務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、そ		
の旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び	(名 称)国立大学法人愛媛大学情報公開・個人情報保護室	
所在地	(所在地)愛媛県松山市道後樋	又10番13号
訂正及び利用停止について,他の法律		
又はこれに基づく命令の規定による特		
別の手続が定められている場合の当該		
法令の名称等		T
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファイル)
	令第20条第7項に該当す	
	るファイル	
	□有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集		
をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受け		
る組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが法第60条第3項		
第2号ロに該当する場合には, 意見書		
の提出機会が与えられる旨		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に		
関する提案を受ける組織の名称及び所		
在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に		
関する提案をすることができる期間		
備考		